

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係） [略] 11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(37) [略] (38) 法第123条の報告の徴収又は勧告等 (39)～(52) [略] [略]	別表第2（第3条関係） [略] 11 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（個人施行者（市町村が個人施行者となる場合を除く。）、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限り、土地区画整理事業の施行に係る区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(37) [略] (38) 法第123条第1項の報告の徴収又は勧告等 (39)～(52) [略] [略]
	37 風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) 条例第3条第1項の建築行為等の許可 (2) 条例第3条第3項後段の国、県、盛岡市又は宮古市の機関との協議 (3) 条例第3条第4項後段の通知の受理 (4) 条例第4条第1項第5号ウ(イ)の都市の風致の	37 削除

<p><u>維持上特に重要な森林の指定</u></p> <p>(5) <u>条例第5条第1項の許可の取消しその他の処分及び工事の停止その他の措置の命令</u></p> <p>(6) <u>条例第5条第2項の措置及び告示</u></p>	
[略]	[略]

2 別表第1 (第2条関係)

[略]
<p>5の2 [略]</p>

6 [略]

別表第1 (第2条関係)

[略]
5の2 [略]
<p><u>5の3 児童手当法(昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)</u></p> <p>(1) <u>法第17条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定</u></p> <p>(2) <u>法第17条第2項において準用する法第7条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定</u></p> <p>(3) <u>法第9条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定</u></p> <p>(4) <u>法第9条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定</u></p>

6 [略]

6の2 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学

校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)

(1) 省令第12条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により読み替えて適用する省令第4条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の現況の届出の受理

(2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の氏名変更の届出の受理

(3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項(これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。)の住所変更の届出の受理

(4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第7条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の受給事由消滅の届出の受理

(5) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。)の請求書又は届書に添えなければならない書類の省略

(6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項(省令第15条において準用する場合を含む。)の請求書若しくは届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類にかわるべき他の書類の提出の受理

6の2 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)第23条第1項の届出の受理並びに同条例に基づく扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの

[略]

6の3 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)第23条第1項の届出の受理並びに同条例に基づく扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの

[略]

別表第 2 (第 3 条関係)

[略]	
<p>14の 5 水道法（昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) 法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認</p> <p>(2) 法第33条第 3 項の専用水道の確認の申請書の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第33条第 5 項の専用水道の申請者への通知</p> <p>(4) 法第34条第 1 項において準用する法第13条第 1 項の専用水道の給水開始の届出の受理</p> <p>(5) 法第34条第 1 項において準用する法第24条の 3 第 2 項の業務の委託等の届出の受理</p> <p>(6) 法第36条第 1 項の専用水道の改善の指示</p> <p>(7) 法第36条第 2 項の専用水道の水道技術管理者の変更の勧告</p> <p>(8) 法第37条の専用水道の給水停止の命令</p> <p>(9) 法第39条第 2 項の報告の徴収又は立入検査</p>	紫波町
14の 6 削除	
[略]	
<p>23の 4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。）</p> <p>(1) 法第17条第 1 項（法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第 7 条第 1 項（法附則第 2 条第 3 項</p>	市町村（一 関市を除く。）

別表第 2 (第 3 条関係)

[略]	
14の 5 及び14の 6 削除	
[略]	
23の 4 及び23の 5 削除	

<p>において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定</p> <p>(2) 法第17条第2項において準用する法第7条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の受給資格及び額の認定</p> <p>(3) 法第9条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定</p> <p>(4) 法第9条第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の額の改定</p>	
23の5 削除	
[略]	
33 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村(盛岡市、西和賀町、大槌町、岩泉町及び田野畑村を除く。)
[略]	
35の8 [略]	[略]
35の9 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。)	市町村(一関市を除く。)
(1) 省令第12条第1項(省令第15条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の	

[略]	
33 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する事務	市町村(盛岡市、大槌町、岩泉町及び田野畑村を除く。)
[略]	
35の8 [略]	[略]

規定により読み替えて適用する省令第4条第1項（省令第15条において準用する場合を含む。）の現況の届出の受理

(2) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第5条第1項（省令第15条において準用する場合を含む。）の氏名変更の届出の受理

(3) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第6条第1項又は第2項（これらの規定を省令第15条において準用する場合を含む。）の住所変更の届出の受理

(4) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第7条第1項（省令第15条において準用する場合を含む。）の受給事由消滅の届出の受理

(5) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第1項（省令第15条において準用する場合を含む。）の請求書又は届書に添えなければならない書類の省略

(6) 省令第12条第1項の規定により読み替えて適用する省令第11条第2項（省令第15条において準用する場合を含む。）の請求書若しくは届書に添えなければならない書類の省略又は当該書類にかわるべき他の書類の提出の受理

[略]

36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則

市町村（一関市を除く。）

[略]

36の6 削除

で定めるもの			
[略]		[略]	
<p>43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]</p>	<p><u>盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市及び奥州市</u></p>	<p>43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（3） [略]</p>	<p>市</p>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第1若しくは別表第2に掲げる事務で当該市町村の長若しくは教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。
- この条例の施行の際改正前の条例別表第2の14の5の項の規定により紫波町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同項各号に掲げる事務に係る水道法（昭和32年法律第177号）の規定により紫波町長に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後において知事が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における同法の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。